

事業所等のキッズコーナーでの DVD 等の上映

対象となる利用方法

小売店等の事業所内のキッズコーナー（顧客に随伴して事業所を来訪する児童に娯楽を提供するために玩具等を備え置いた場所）において、アニメ等の映像コンテンツを収録した DVD 等を再生することに伴い、JASRAC が管理する著作物を上映により利用する場合は対象となります。

※キッズコーナー以外で行う映画上映会やビデオ上映会は[こちら](#)をご確認ください。

使用料

「ソフト 1 本 1 回上映ごとの使用料」または「モニター 1 台当たりの月額使用料」のいずれかを選択することができます。

・ソフト本 1 回上映ごとの使用料

[映像ソフト等の上映](#)をご確認ください。

・モニター 1 台あたりの使用料

月額 400 円（別途消費税相当額を加算）

※複数の事業所を運営されている方は、一括してお手続き、お支払いいただくことも可能です。

※キッズコーナーで DVD 等を上映する施設に業務用のソフトを供給する事業者が、施設に代わって供給先の全施設の上映使用料を支払う場合、モニター 1 台当たりの月額使用料は月額 320 円（別途消費税相当額を加算）となります。

| 注意事項

- ・キッズコーナーで DVD 等を上映する以外に、事業所内で市販の CD を再生するなどその他の音楽利用を行う場合は、別途利用許諾手続きが必要です。
- ・キッズコーナーで上映する DVD をご自身で製作する場合に、JASRAC が管理する著作物を利用する場合、[録音のお手続き](#)が必要となります。